

公募型プロポーザル 質問回答書

智頭町企画課

業務名：令和 8 年度 智頭町観光パンフレット作成業務

No.	該当箇所等	質問事項	回答
1	実施要領「8(4) 企画提案書作成要領」について	企画提案書について、「A4 判、10 ページ以内（表紙を除く）」と記載されていますが、用紙の向き（縦置き・横置き）について指定または制限はありますでしょうか。A4 判であれば、縦置き・横置きのいずれの形式で作成しても差し支えないか、ご教示ください。	企画提案書については、A4 判であれば、用紙の向き（縦置き・横置き）の指定はありません。縦置き・横置きのいずれの形式で作成しても差し支えありません。
2	制作する観光パンフレットの活用方法・配布場所について	本業務で制作する観光パンフレットについて、主にどのような場所・場面での配布・活用を想定されていますでしょうか。 町内の観光施設、宿泊施設、飲食店、観光案内所等での配布のほか、町外の観光案内所、駅・空港、観光イベント・商談会等での活用など、 現時点で想定されている主な配布先、活用場所及び活用場面がありましたら、ご教示ください。	制作した観光パンフレットは、町内外の観光施設、観光案内所、駅、商業施設、宿泊施設、飲食店等での配架を想定しています。主な配架先として、智頭町観光協会の総合案内所「暮らし屋」、智頭駅、鳥取砂丘コナン空港（鳥取空港）、町内の商業施設・飲食店・宿泊施設、役場内の配布・掲示可能な場所のほか、町外では鳥取駅、鳥取市観光案内所、道の駅等の観光関連施設や、ガソリンスタンド等の観光客・来訪者が立ち寄る場所を想定しています。また、活用場面としては、関西圏・関東圏等で開催される観光商談会をはじめ、町内外で開催される各種イベント、移住・定住イベント、婚活イベント、バスツアー、観光列車ツアー等、様々な機会での配布・活用を想定しています。 なお、上記は現時点で想定している主な配架先及び活用場面であり、すべての施設等への配布を予定しているものではありませんのでご了承ください。

No.	該当箇所等	質問事項	回答
3	季節等の理由により撮影が困難な観光素材の写真提供について	本業務の履行期間中に、季節や時期等の理由により撮影が困難な観光資源（自然景観、祭り・イベント、季節の食・体験等）について、町が保有する写真素材をご提供いただくことは可能でしょうか。また、提供可能な場合、パンフレットへの掲載にあたり、使用条件やクレジット表記等の指定がございましたら、併せてご教示ください。	季節や時期等の理由により撮影が困難な観光資源については、町が保有する写真素材のうち、使用可能なものを提供することが可能です。 なお、提供する写真素材については、パンフレットへの掲載に当たり、クレジット表記等の指定はありません。
4	現在活用している Web サイト・SNS 等について	本業務では、町公式ホームページ、観光サイト、SNS 等への導線設計が求められていますが、現在、町の観光情報発信に活用している Web サイト及び SNS（Instagram、Facebook、X 等）について、対象となる媒体をご教示ください。また、今後、本パンフレットからの QR コード等による誘導先として想定している Web サイト・SNS 等がございましたら、併せてご教示ください。	現在、町が観光情報の発信に活用している主な媒体は、智頭町公式ホームページ及び智頭町公式 SNS (Instagram、Facebook、X) です。 また、町が直接管理する媒体以外にも、智頭町観光協会が管理する「観光協会暮らし屋」の Web サイト、智頭町の観光情報をまとめた Web サイト、町内の観光施設・事業所等が運営する Instagram 等の SNS、各施設等の Google マップ上の情報等があります。 今後、本パンフレットからの QR コード等による誘導先については、上記の Web サイト・SNS 等を基本とし、パンフレットの掲載内容に応じて、観光施設や事業所等の Web サイト・SNS 等への誘導も想定しています。なお、具体的な誘導先については、受託者からの提案も踏まえて協議の上決定することを想定しています。

No.	該当箇所等	質問事項	回答
5	仕様書「6.パンフレット仕様」について	仕様書で、サイズ A4 版、ページ数 8 ページとありますが、この仕様は決定でしょうか？ 例えばサイズの変更やページ数などの変更（提案）は有りでしょうか？	観光パンフレットのサイズ及びページ数については、仕様書に記載のとおり、A4 判・8 ページを基本仕様としており、変更は想定しておりません。 なお、企画提案に当たっては、仕様書に定める条件の範囲内で、効果的なパンフレットとなるようご提案ください。